

○中村学園大学(含む短期大学部)客員研究員受入れに関する内規

平成16年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 中村学園大学・中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)に客員研究員を受け入れる場合の取扱いについては、この内規による。

(定義)

第2条 この内規における客員研究員とは、教育研究機関、官公庁、企業、各種団体等に在職し、かつ、専門領域において本学教育職員と同等以上の能力を有し、本学において本学教育職員とともに研究に従事する者(外国人を含む。)であって、本学との間に雇用関係がない者をいう。

(期間及び種類)

第3条 客員研究員の受入れ期間は1年以内とする。ただし、外国人にあつては、次のとおりとする。

- (1) 短期客員研究員 1ヶ月未満の者
- (2) 長期客員研究員 1ヶ月以上1年以内の者

2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、次条及び第5条の手続を経て、研究期間の延長を認めることができる。

(申請手続)

第4条 客員研究員を希望する者は、1ヶ月前までに所定の様式による申請書類を提出しなければならない。

2 外国人で客員研究員を希望する者は、本学専任教育職員が身元保証人となり、その希望者に代わり次の期日までに所定の様式による申請書類を当該学部長又は当該研究機関の長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 短期客員研究員
原則として受入れの1ヶ月前まで
- (2) 長期客員研究員
原則として受入れの2ヶ月前まで

(受入れ許可)

第5条 客員研究員の受入れは、当該教授会又は当該研究機関の委員会等の議を経て、学長がこれを許可する。

2 外国人客員研究員の受入れは、当該教授会又は当該研究機関の委員会等の議を経て、学長が国際交流委員会に諮問し、これを許可する。

(取り消し)

第6条 客員研究員が公序良俗に反し、あるいは本学に損害を与えたと認められる場合は、受入れの許可を取り消すことができる。

(施設等の利用)

第7条 客員研究員の施設・設備等の利用については、本学の教育・研究に支障のない範囲内でこれを許可する。

2 客員研究員は、研究期間中に故意又は重大な過失により本学の設備・機械器具などを亡失又は損傷したときは、速やかに復元し、又はその損傷を弁償しなければならない。

(研究報告)

第8条 客員研究員は、研究期間終了後、速やかに当該学部長又は当該研究機関の長を経て、学長に研究成果概要報告書を提出しなければならない。

2 外国人客員研究員は、研究期間終了後2週間以内に研究成果概要報告書を当該学部長又当該研究機関の長を経て学長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、身元保証人が本人に代わりこれを提出することができる。

(庶務)

第9条 客員研究員の受入れ事務は、国内の客員研究員の場合は、総務部が担当し、外国の客員研究員の場合は、学生部が担当する。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、客員研究員の取扱いに関し、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成4年10月5日施行の「中村学園大学・中村学園短期大学外国人研究員受入れに関する内規」は廃止する。

附 則

この内規は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。